

島根の職人育成事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若年未就業者又は県内へのUIターンを検討する者に対し就労体験を通じて「後世に残すべき島根の職人技」の後継者を確保する目的で、島根県技能士会連合会（以下「連合会」という。）が、島根の職人育成事業として実施する助成金の支給等について、必要な事項を定めるものとする。

(体験者等)

第2条 本事業の体験者等は次のとおり

(1) 就労体験者

3か月以上の別表1に掲げる職種に係る就労体験を希望する者で、島根県内に在住する者又は県外からのUIターン者で体験開始時に概ね45歳未満のもの。ただし、学生を除く。

(2) 就労体験受入者

別表1に掲げる職種を業としており、就労体験者に就労体験の機会を提供し、島根の職人技の後継者の育成に協力する従業員20人以下の事業所または個人事業主。

(助成金)

第3条 本事業における助成金の種類等については次のとおり。

(1) 就労体験助成金

前条(1)の就労体験者の体験を支援するために支給する助成金で、1ヶ月あたり120,000円を助成する。ただし、県内に居住している父母又は祖父母と同居して就労体験を行う者に対する助成金額は60,000円とする。

(2) 親子連れ助成金

中学生以下の子どもを養育しながら就労体験を行う場合は、前号の助成金に1ヶ月あたり3万円を助成する。

(3) 就労体験受入先助成金

前条(2)の受入者における計画的な指導等を支援するために支給する助成金で、受け入れる就労体験者1名につき1ヶ月あたり30,000円を助成する。

ただし、1受入者あたり3名を上限とする。

(就労体験期間)

第4条 計画する就労体験の期間は3ヶ月以上1年以内とし、日数などの算定基準は次のとおりとする。

(1) 就労体験に算入できる日

8時間の就労体験（休憩時間を除く。）をもって1日に算入できる。

ただし、子の養育などやむを得ない事情を有する者で、体験の申請時点で申し出をして

承認された場合は、1日の就労体験を6時間（休憩時間を除く。以下「特例承認体験時間」という。）まで短縮することができるものとする。

また、就労体験中に発症した疾病などによりその日の体験を中止せざるを得なくなり、8時間（特例承認時間を含む。）に満たない就労体験時間数となった場合、その日は所定の就労体験を行ったものとみなす。ただし、この場合当該事案に対する就労体験受入者の書面（様式任意）による証明を要する。

（2）一月あたりの体験日数の基準

就労体験は原則月の初日から開始するものとし、月の最終日までの間に（1）の条件を満たす就労体験を15日以上行った場合に、第3条（1）の就労体験助成金を受領できる一月の条件を満たすものとする。

（助成金の減額）

第5条 体験期間が第4条（2）に定める基準日数に満たなかった場合、該当月に係る就労体験助成金は基準日数に満たない日数に応じ1日あたり4,000円を減算する。

（助成の申込）

第6条 就労体験助成金（親子連れ就労体験助成金を含む。）の助成を希望する者は、島根の職人育成事業計画書（兼助成申込書）（様式第1号）及び就労体験指導計画書（様式第1号別紙）を連合会会長あてに提出しなければならない。

2 島根の職人育成事業計画書（兼助成申込書）は、受入者及び体験者の両方で記入し、就労体験指導計画書は、受入者が記入する。

3 島根の職人育成事業計画書（兼助成申込書）に併せて就労体験に係る確認書（様式第2号）を取り交わさなければならない。

（助成該当非該当等の決定）

第7条 連合会会長は、提出された島根の職人育成事業計画書（兼助成申込書）及び就労体験指導計画書の内容を審査して助成の適否を決定し、その結果について助成決定書（就労体験者助成金は様式第3号、親子連れ就労体験助成金は様式第3号の2、就労体験受入先助成金は様式第3号の3）または助成非該当書（就労体験者助成金は様式第4号、親子連れ就労体験助成金は様式第4号の2、就労体験受入先助成金は様式第4号の3）により申込者に通知するものとする。

（助成金給付申請）

第8条 就労体験者助成金（親子連れ就労体験助成金を含む。）の助成が決定となった体験者は、体験開始後、1か月ごと及び体験終了時にそれまでの体験実績に基づいて、毎月3日に助成金給付申請書（様式第5号）及び就労体験実施内容報告書（様式第5号別紙）を連合会会長あてに提出しなければならない。ただし、体験開始後の最初の3か月は3か月ごとの体験実績に基づいて給付申請を行うものとする。

2 就労体験受入先助成金の助成が決定となった受入者は、体験終了時にそれまでの指導実績に基づいて、体験終了日の属する月の翌月3日（3日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）規定する休日または1月2日、同月3日若しくは12月31日に当たるときは、翌日を提出日とする。）に助成金給付申請書（様式第5号の2）を連合会会長あてに提出しなければならない。

（給付）

第9条 連合会会長は、前条の給付申請の内容を確認した後、給付通知書（就労体験者助成金は様式第6号、親子連れ就労体験助成金は様式第6号の2、就労体験受入先助成金様式第6号の3）を交付し、翌月10日（10日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）規定する休日または1月2日、同月3日若しくは12月31日に当たるときは、翌日を支払日とする。）までに助成金を給付する。

（不支給）

第10条 次の事項が認められた際には、それが認められた日の翌月以降の助成金を支給しない。

（1）体験者が、正当な理由がなく連合会会長及び受入者等の指示に従わなかったとき又は助成金受給者としてふさわしくない言動が認められたとき。

（2）受入者が、適切な指導を実施しなかったと認められたとき。

（体験を一時中断する場合の取扱い）

第11条 体験者は、止むを得ず体験期間の途中で体験を一時中断しようとする場合、一時中断申請書（様式第7号）を連合会会長あてに提出しなければならない。

2 連合会会長は、提出された一時中断申請書の内容を確認し、その理由が妥当と認められる場合は、一時中断承認書（様式第8号）により体験者及び受入者に通知するものとする。

3 体験者は、体験を再開する際には体験再開報告書（様式第9号）を連合会会長あてに提出しなければならない。

（終了報告）

第12条 体験者は、体験終了後に終了報告書（様式第10号、親子連れ就労体験助成金が該当する場合は様式第11号）を連合会会長あてに提出しなければならない。

2 就労体験受入先助成金の支給を受ける受入者は、体験終了時に指導終了報告書（様式第10号の2）を連合会会長あてに提出しなければならない。

（体験を中止する場合の取扱い）

第13条 体験者又は受入者は、不測の事態により止むを得ず期間途中で体験を中止しようとする場合、辞退職（就労体験者は様式第12号、就労体験受入者は様式第12号の2）を連合会会長へ提出し、連合会会長はその内容を確認のうえ体験中止承認書（様式第13号）により体験を中止する。

- 2 連合会会長が体験の継続が困難であると認める場合には、連合会会長の判断により体験を中止にすることができる。その場合、中止にする旨を体験中止通知書（様式14号）により1か月前に体験者、受入者に通知しなければならない。
- 3 体験者又は受入者が、就労体験を体験期間途中で中止する場合についても、体験実績に基づき精算給付申請及び終了報告を行うこととし、連合会会長はその内容を確認のうえ、助成金の給付を行う。
- 4 体験中止により体験期間が3か月に満たない場合には、就労体験者助成金は1か月あたり30,000円、就労体験受入先助成金は1か月あたり30,000円として給付することとする。ただし、体験期間が1か月に満たない場合は、原則助成金を支給しない。

（台帳作成）

第14条 連合会会長は、助成金を給付した場合には、その都度、助成金給付台帳（就労体験助成金は様式第15号、就労体験受入先助成金は様式第15号の2）を作成し、これに助成金給付の状況等を記帳しなければならない。

- 2 この台帳は5年間保存しなければならない。

（受入者の留意事項）

第15条 第3条第3号の規定に基づき就労体験受入先助成金の交付を受ける受入者は、体験者の受け入れに際して、原則として次に掲げる内容の就労体験指導を行うこととする。

（1）技能の実務体験指導

（2）その他必要な事項

- 2 体験者が受入者と、他の従業員と同様な雇用契約をするなど、就職とみなされる場合は、体験の中止となるので、速やかに連合会会長へ報告すること。

（体験状況の確認）

第16条 連合会会長は、体験者の相談等に対応するため、必要に応じて体験状況の確認を行うものとする。なお、確認にあたっては関係機関との連携のもと効率的かつ効果的に行うものとする。

（理事会等への報告）

第17条 連合会会長は、助成金の給付状況を理事会に報告するものとする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、島根の職人育成事業の運用・解釈等については、必要の都度、連合会会長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

体験の対象となる職種	造園、表具、左官、建築板金、畳製作、和裁、瓦葺、日本料理、建具、大工（在来工法、宮大工）
------------	--